

## 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

# 「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 見守り 新鮮情報①

#### 国勢調査を装った不審な電話に注意！

《事例1》数日前、「国勢調査」と言って電話があり、銀行のことについて「いくつ口座があるか」「預金は1千万円以上あるか」と聞かれた。「口座は2つあり、預金は1千万円以下だ」と答えた後、不審に思い電話を切った。  
(80歳代 女性)

《事例2》国勢調査だと言って個人情報を知られたことがある。答えなかったが、答えたほうがよかったのだろうか。  
(70歳代 女性)



#### 【ひとこと助言】

国勢調査では、調査員が電話で直接、個人情報や預金額等を聞くことはありません。公的機関等をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとするいわゆる「アポ電」の可能性もあります。このような電話は、すぐに切ってください。着信番号通知や留守電の録音機能を活用し、誰からの電話か分かったうえで電話に出るなどし、トラブルを防ぎましょう。国勢調査に関する不信な電話があったときは、お住まいの市区町村の国勢調査担当や、自治体の消費生活センター等にご相談ください。

### 見守り 新鮮情報②

#### 災害時の宿泊施設の解約トラブル

6万円の旅館を宿泊予約し、クレジットカードで決済した。台風の接近に伴い、電車が運休することになったため、行くことができないと思い宿泊の2日前に解約の連絡をしたところ、50%のキャンセル料を請求すると言われた。交通機関が止まるため行くことができないのにキャンセル料がかかるのは納得できない。  
(70歳代 男性)

#### 【ひとこと助言】

旅行や宿泊施設のキャンセルについては、原則として旅行会社や宿泊施設の規約に従うこととなります。しかし、台風や地震等の災害時は、事業者が特別な対応を行っている場合もあります。まずは事業者にお問い合わせみましょう。予約する前にキャンセル料等、規約をよく読み、納得したうえで申し込みましょう。不明な点があれば事業者を確認しましょう。

国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】11月6日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### ◀ 消費生活に関する相談は ▶

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379